

# インドネシア・アダット法研究における 19世紀オランダ法学の影響

—ファン・フォレンホーフェンのアダット法研究に関する考察\*—

島田 弦\*\*

The Influence of Dutch Legal Study in 19th Century on Indonesian Adat Law Study:  
On Cornelis van Vollenhoven's Adat Law Study

SHIMADA Yuzuru

## Abstract

Adat law (customary law) studies in the Dutch East Indie (Indonesia) under the colonial rule were not only academic research, but these had strong influence to the formation of Indonesian law. On the one hand, the result of adat law study provided the idea of Indonesian state, on the other hand, adat law study can be seen as a transplant of Dutch jurisprudence to Indonesian legal system.

From this point, this article focuses on the relation between Dutch legal theory in 19th century and van Vollenhoven, Dutch scholar, who established adat law study. At first, the relation between colonial management and its legal policy is considered, and then, the influence of the Historical School in the 19th century Netherlands to van Vollenhoven is discussed.

In the first half of the 19th century, Dutch government maintained traditional authority based on adat law in the colony in order to implement *kultur-stelsel* (literally, cultivation system, or forced and monopolistic agriculture system) that had brought vast benefit to the Netherlands. Then, however, as private enterprises grew and *kultur-stelsel* declined, the pressure for free economy and abolishment of adat law that blocked modern transactions increased. In contrast, humanitarian group advocating the welfare of indigenous people (*inlanders*) requested the extension of European law to inlanders in the *kultur-stelsel* period. However later humanitarian group changed their standpoint, and claimed to protect adat law in order to prevent capitalistic exploitation. Van Vollenhoven's adat law study could be included to humanitarian thought at this period.

Dutch legal study had been under the French influence because of French rule from the end of 18th century. Since middle of 19th century, however, German Historical School became influential. Vollenhoven highly evaluated Dutch historical law works by, for example, Thorbecke and Oppenheim.

So Vollenhoven rejected the introduction of foreign law to indigenous society, and advocated the protection of adat law. But the concept of the people's law in colony where the ruling Europeans and the ruled non-Europeans coexist would lead weak legal protection for *inlanders* and discriminative legal system between European and non-European.

\* 本稿は、科学研究費補助金・若手研究 (B) 「『法の移植』論のアジア法への応用：インドネシア法へのオランダ法学理論の影響から」(平成 18-20 年度) の成果の一部である。

\*\* 名古屋大学大学院 国際開発研究科国際協力専攻 准教授

## はじめに

インドネシア<sup>1)</sup>における慣習法は「アダット法 *hukum adat*」と呼ばれているが、オランダ植民地下の東インド（現在のインドネシア）におけるアダット法研究は単なる学術研究にとどまらず、インドネシア法形成過程に対して次のような二つの重要な意味を持つものであった。

第一に、アダット法は、オランダ領東インド植民地の原住民<sup>2)</sup>社会に共通する要素として認識され、インドネシア国家原理の基礎を提供したことである。独立すべき近代国民国家としてのインドネシアの領域は、客観的にはオランダ領東インド植民地という共通性しか有しておらず、インドネシア民族主義はその群島地域における国家形成基盤となる何らかの前植民地的な共通要素を発見しなければならなかった。そのなかで、民族主義指導者たちは、東インド各地域におけるアダット法に共通すると考えられる共同体構成原理を、一つの統一の実体としてあるべきインドネシアの国家原理に位置づけた<sup>3)</sup>。

第二に、植民地におけるアダット法研究を担ったのはオランダ人研究者であり、またアダット法研究は当時の植民地法政策と密接な関係を有していた。すなわち、オランダによるアダット法研究をめぐる論争は、東インド社会の近代化と法をめぐる論争であり、そして東インドを舞台とした社会と法の間をめぐり議論は、結局のところオランダ本国の社会と法をめぐる論争を反映していた<sup>4)</sup>。その意味において、アダット法研究はオランダからインドネシアへの法学理論の移植とその変容という側面を持つ。

ところで、「アダット」という語は「慣習」を意味するアラビア語を語源とするマレー語である<sup>5)</sup>。しかし、インドネシアにおける「アダット」の概念は、規範的な慣習よりも広い意味を有する。Hooker (1978:50)によるとアダットは「法、準則、戒律、道徳、習俗、習慣、合意、協約、原則、社会の習俗にしたがった行為、礼儀にかなった行動、儀礼、呪術、魔術、儀式」などを含む概念である。他方、インドネシア語の「アダット法」は、オランダ語の *adatrecht* からの訳語であり、Bushar (2003:1)によると、オランダのイスラム学者ヒュルフローニェ Christiaan Snouck Hurgronje (1857-1936) が1893年に発表した『アチェ人 *De Atjehs*』においてはじめて使用され、その後、法学者フォレンホーフエン Cornelis van Vollenhoven (1874-1933) が法律用語として用いるようになった<sup>6)</sup>。すなわち、「アダット法」は、広範な文化的・社会的概念を含む「アダット」から法規範的側面のみを分離する概念としてオランダ人研究者の作り出した用語であり<sup>7)</sup>、それが外来語としてインドネシア語へ翻訳・移入されたのである。

法的概念としてのアダット法の確立に決定的な役割を果たしたのは、上述のフォレンホーフエンである。1901年にライデン大学法学部教授に就任したフォレンホーフエンは、東インドに関する膨大な社会調査の成果からアダット法をイスラム法とは異なる原理に基づく東インド社会固有の法体系であることを論証し、その整理体系化に取り組み、また東インド植民地法政策におけるアダット法の維持を主張した。

オランダによるアダット法研究は、その後、フォレンホーフエンの指導を受けたバタヴィア法科大学教授ハール Barend ter Haar Bzn (1892-1941) による実証的研究（組織的なアダット法判

例の収集)およびその研究に基づく植民地司法制度の改革という展開を経る<sup>8)</sup>。さらにハールがナチス・ドイツの強制収容所で死亡したのち、ライデン大学法学部留学中(1924-1927)にフォレンホーフエンから学んだスポモ Raden Soepomo (1903-1958)がバタヴィア法科大学におけるハールの教授職を引き継いだ<sup>9)</sup>。そして、スポモは、当時の東インド植民地におけるもっとも権威ある原住民法学者としてインドネシア憲法起草に中心的役割を果たし、インドネシア法体制に多大な影響を与えた<sup>10)</sup>。

たしかにフォレンホーフエンのアダット法研究については現在まで多くの批判がある(Burns 1989, Noor 2006)。しかし、インドネシア法形成過程の文脈におけるフォレンホーフエンのアダット法研究の重要性は、その実証的・理論的な当否ではなく、むしろインドネシア民族主義およびその後のインドネシア法体制に与えた影響である。すなわち、フォレンホーフエンはその研究を通じ、第一に東インド全域において一定の類似性を持ったアダット法が観察できること、第二にアダット法は西洋法に比肩しうる法体系を形成していること、そして第三にアダット法は近代化の過程においてもなお内発的発展の可能性を有することを主張した(島田 2005: 59-61)。

フォレンホーフエンによる東インドのアダット法研究が、インドネシア法形成過程に重大な影響を与えたことを示す事例の一つとして、1945年に招集された独立準備調査会において、スポモの行ったアダット法原理をインドネシア国家原理にすべきと主張する演説がある。フォレンホーフエンの学問の後継者であるスポモは、すでに1941年に行った「アダット法における個人と共同体の関係」と題するバタヴィア法科大学教授就任講演において、フォレンホーフエンおよびハールのもとで行われた各地域のアダット法調査の知見を示し、東インド社会には個人を自由に利己的な存在ではなく、共同体の構成要素として位置づける共通のアダット法原理が存在すると主張している(Soepomo 1941: 24)。このようにして、スポモは植民地におけるアダット法研究の成果から前植民地的な統一的実体としてのインドネシア国家の構成原理を見だし、1945年の独立準備調査会の憲法制定過程において、「統合国家 *integralistik staat*」という国家原理としてそれを再構成した(島田 2005: 62)。そして、統合国家原理は独立後のインドネシアにおける権威主義的な法体制の正当化にも寄与した(Elson 2008: 250)。

したがって、インドネシア法形成過程における法学理論の移植という側面からアダット法研究を考えるためには、オランダ法学者が東インドにおける法政策としてアダット法の維持を主張したことと、オランダ本国の法学動向との関係の解明は重要である。とりわけ、アダット法学を創始し、植民地法政策およびその後のインドネシア法形成に大きな影響を残したフォレンホーフエンのオランダ法学に対する認識を明らかにすることが本稿の関心である。

本稿は特に、フォレンホーフエンの思想に大きな影響を与えた19世紀のオランダ法学と植民地法政策の關係に着目する。19世紀前半は、オランダがフランス支配から独立し、続いてそれまで交易拠点の確保のみに関心を抱いていた東インドにおける植民地支配を領域支配へと変化させていく時代である。また、1795年から1813年までのフランスによる支配と、1830年七月革命に始まる工業地域ベルギーの分離はオランダ経済に深刻な打撃を与えており、オランダにとって東インド植民地からの経済的利益獲得は至上課題となっていた。この課題に応えるため、東インド

植民地経営の中核となったのは、1830年に東インド総督ボス Johannes van den Bosch (在任 1828-1840) の導入したいわゆる強制栽培制度 *kultuur-stelsel* である。

この状況下、当時の東インドの法政策は、特に土地問題を中心に<sup>11)</sup>、第一に強制栽培制度の運営を屋台骨とする植民地経営における現実的な法政策の必要性を背景とした自由主義と保守主義の対立、そして第二にフランス革命後のオランダ国内におけるフランス法の影響への対応を背景に展開した。

そこで本稿は、19世紀以降のオランダ法学について、第一に政治経済状況と植民地法政策をめぐる自由主義と保守主義の関係について、そして第二に、フランス法典継承をめぐる自由主義と歴史主義の関係について概観し、最後にこれらのオランダ法学に対するフォレンホーフの評価を考察する。

## 1. 植民地経営の変化と慣習法政策：保守主義と自由主義の植民地法政策

オランダがフランス直接統治下に入った1811年から1816年にジャワを支配したイギリス植民地官僚ラッフルズは、土地の個人所有と土地耕作者による植民地政庁への直接納税を進めようとした。ラッフルズの政策はアダット法に基づく伝統的権力(王侯や県長 *Bupati*)を排し、政庁による直接統治を行い、また農民の自由意思による栽培や交易を促進する自由主義的思想を反映していた(池端 1999: 198)。ラッフルズの試みは土地測量の困難さや弱体な行政機構により成功しなかった。しかし、1816年にオランダが東インド植民地支配を回復した後、最初の2代の総督、カペレン Philip van der Cappellen (在任 1816-1826) とビュス Burggraaf du Bus (在任 1826-1830) は、ラッフルズと同様にアダット法に基づく伝統的な土地共有を排し、土地の個人所有およびヨーロッパ人との自由な土地取引を進めようとした(Ball 1982: 173, 池端 1999: 201)。

しかし、後任のボスは強制栽培制度実施のためアダット法に基づく伝統的な権力を強化する政策をとった。ボスは、強制栽培制度による商品の物納を村落首長の責任とし、同時に耕地の割りあてや労働力の調達も政庁と村落首長の間の契約に基づいて行った。そして植民地政庁は、村落首長や県長を原住民理事官 *regent* に任じた。したがって原住民理事官の地位は植民地政庁にたいしては公務員として、オランダ人理事官 *resident* の指揮下にあったが、原住民にたいしては伝統的権力者として行政権・司法権を慣習法に基づき行使するという二面性を有した。

オランダ政府は、はじめ東インドに有効な法について、原住民裁判官が審理する裁判所 *Landraad* は「公正と正義により認められた諸原則」に抵触しないかぎり、原住民の法と慣習を適用するとした(Ball 1982: 179-186)<sup>12)</sup>。しかし、Ball (1982: 186-187) は、裁判における原住民へのアダット法適用は、意識的な法政策と言うよりは単にラッフルズの定めた規則をそのまま踏襲していただけであり、オランダの利益に合致するときはいつでも原住民にヨーロッパ法を適用したとする。このように、当初、オランダ植民地行政は原住民の法に無関心であり、そのためアダット法についても原住民へその適用を認めていた。

アダット法に対する意識的な関心は19世紀半ばからようやく始まる。1842年、デルフトに植

民地官僚訓練の王立機関が設置され、そこでの「イスラム法および原住民法」講座はアダット法に関する学術的調査および教育を提供する初めての試みであった（Ball 1982：1842）。

この時期の植民地法政策には、一方において植民地収入の根幹をなす強制栽培制度の維持を重視する植民地行政官が大きな影響力を持っていた。他方、フランス革命の影響を受けたオランダ本国の法律家には自由主義思想と法典化への信頼が強く<sup>13)</sup>、近代法を植民地住民にも拡大すべきという考え方も強固であった。

強制栽培制度は、伝統的権力を持つ村落首長による耕作地割りあて、物納、労働力調達に依存していた。そのため、ボスの後任総督ボード Jean Chrétien Baud（在任：1834-1838）は「オランダの法律の力と就中新耕作制度を通じて本島から獲得しうる夥しい収入の可能性は、〔原住民一引用者〕理事官の全ての強大な勢力に懸かっている。従って理事官には行政的処罰を科する権限を保存しておくべきである」（ファーニヴァル 1942：181）として、植民地原住民もオランダ法に基づく司法に服させるべきとする本国法学者の意見に反対した。その後、1846年には、植民地のヨーロッパ人にオランダ諸法典（民法、商法、民刑事手続法）の適用が始まる一方<sup>14)</sup>、1848年にはジャワおよびマドゥラの原住民とそれに準ずる外来東洋人には原住民理事官の警察および裁判権力を法的に承認する原住民規則 *Inlandsch Reglement* が公布された。

1848年、フランス二月革命に始まる自由主義の大波はオランダにも達し、自由主義的な改正憲法が成立した<sup>15)</sup>。しかし、植民地の自由主義的改革はなお進まなかった。元法学教授で自由党内閣首相のトルベッケ Rudolf Thorbecke（在任 1849-1853）の東インド問題ブレンであったフーフエル van Hoevel は東インドで 1838 年から雑誌 *Tijdschrift van Nederlandsch-Indie* を出版し、保守党政府の植民地政策を自由主義の立場から批判していたが（Soetandyo 1994：22）、強制栽培制度自体には反対しなかった。またトルベッケ内閣の植民地大臣パフッド Charles Ferdinand Pahud（在任 1849-1856）も原住民福祉を強調する一方で、東インドがオランダに物質的利益提供する役割を説いた（ファーニヴァル 1942：224-226）。

植民地に関する自由主義勢力の主張は、植民地における国王および行政官（とりわけ国王代理人としての総督）の権力に対する法的コントロールを確立し<sup>16)</sup>、また植民地住民に対してより確実な法的保護を提供することにより法の優越を実現することであった（Soetandyo 1994：19）。したがって、1848年の改正憲法は、植民地統治を法に基づくべきと定めていた。さらにこの改正憲法を反映した 1854年制定の東インド統治規則 *Regeringsreglement* は、植民地統治における権力分立原則（独立した裁判官への裁判権の移譲、第 79 条）、罪刑法定主義（第 88 条）および民事死（全ての民事上の権利の剥奪）を結果する刑罰の禁止（第 89 条）を定めた（Soetandyo 1994：25）。

しかし、植民地の自由主義的な改革は十分に進まなかった。その原因として、Soetandyo（1994：26）は、自由主義的改革に伴う負担に対する現実主義的な認識と、本国において植民地事情に通暁した自由主義政治家が少なかったことをあげる<sup>17)</sup>。特に、次に述べるように、Fasseur（1992：145）が「自由主義者のジレンマ」と表現する、強制栽培制度に依拠する植民地財政の現実に自由主義者が妥協せざるをえなかった状況が重要である。

東インド最高裁判所 *Hooggerechtshof* 長官のシュホルテン C. J. Shcholten van Oud-Haarlem（在任

1836-1838) は、オランダ本国の法典に準じた植民法典を導入するために尽力した<sup>18)</sup>。またシュホルテンは自由主義者の系譜に属し植民地における法の優越にも熱心であった<sup>19)</sup>。しかし、原住民理事官の権限から慣習法的司法権を分離することや原住民に対するヨーロッパ法の適用については、保守主義者のロクッセン Jan Jacob Rochussen 総督（在任 1845-1851, その後、植民地大臣 1858-1861）や国務会議 *Raad van State* 議員で東インド専門家のフィンネ J. van der Vinne 等の反対を受けて妥協せざるをえなかった。

フィンネは、東インドへの外来法の適用を「非ヨーロッパ人の法、慣習および伝統の侵害」(Ball 1982:202) であると主張したが、他方で彼は「ジャワは、それなしではオランダ財政が大きな赤字を負うことになるほどの自由な富の源であり、したがって富の流れを妨げるようないかなる措置も執るべきではない」(Ball 1982:205) と指摘した。これについて Ball (1982:206) は「アダット法を維持しようとするフィンネの動機は、原住民の法的需要を満たすことであるとか、アダット法への高い評価ということではなく、単にオランダ財政に有害ならば、ヨーロッパ法を彼らに適用すべきでないという彼の意思の間接的結果」であろうと指摘する。

ロクッセンも、原住民に対する裁判権をヨーロッパ人裁判官に移管することによって生じる多大な業務が強制栽培制度や国営農園の管理を妨げるとし (Soetandyo 1994:26-27), またさらに、ヨーロッパ法の前提となるキリスト教を受容しないジャワ社会にオランダ法典を適用することはジャワ社会秩序を瓦解させると主張した。ロクッセンの主張は、20世紀初頭に、東インド原住民社会に適合する法としてアダット法の維持を主張したフォレンホーフエンの考えに類似する。しかし、Ball (1982:220) は、ロクッセンも強制栽培制度を念頭に置いており、「彼は、オランダの利益として強制栽培制度が継続するかぎりヨーロッパ法の影響は制限されるべきであるが、しかし強制的な栽培、労役および供出はキリスト教原理に抵触するものであるから、強制栽培制度はジャワ社会がキリスト教でないかぎりにおいてのみ継続できると述べている」と指摘する。

アダット法の維持の要求は、法の優越が利益をもたらすと考えられていた実業界からもあり、たとえば、政府経営のオランダ貿易会社 *Nederlandsche Handels Maatschappij, NHM*<sup>20)</sup> は、特に強制栽培制度との関連でヨーロッパ法が原住民に適用された場合に生じるかもしれない権利意識の拡大を憂慮して、文明度の低さから原住民はヨーロッパ法を理解できず、また商業活動に携わる原住民はほとんどいないのでヨーロッパ法は必要ないと主張した (Ball 1982:219)。

これらの反対を受け、結局シュホルテンは「ヨーロッパ人判事は、本法典の規定を、当事者である自然人の人種に関わりなく同じ法規定により裁判されるべき全ての商事事件における判決を行う際の指針としなければならない」(Ball 1982:204) と定める商法典草案第1条第2項などを草案から削除した<sup>21)</sup>。

自由主義者がこのようなジレンマから解放されるのは、オランダ財政において強制栽培制度から生じる剰余金の重要性が低下する19世紀後半以降である。Fasseur (1992:148-151) によると、1850年以降になっても、強制栽培制度による耕作面積および耕作者数は減少するが、なお東インド植民地収入の90%は強制栽培制度に依存しており、本国財政に占める割合も金額も増加していた。実際、鉄道整備、スリナムでの奴隷解放による奴隷所有者への補償金、アムステルダム＝

ロッテルダム間運河建設の費用は植民地に依存していた。

他方、19世紀後半にはオランダにおける民間企業の成長により、植民地での政府独占事業への批判も高まった。この批判の先頭に立ったのが元砂糖農園経営者から植民地大臣についたプッテ Isaac Dignus Fransen van de Putte（在職 1863-1866 および 1872-1874）である。

19世紀後半の自由主義者の法政策について、Soetandyo（1994：83-84）は次のように述べる。すなわち保守主義に対する反対派（たとえば、フーフェルやトルベッケ、あるいは著書『マックス・ハーフェラール』において強制裁培制度の悲惨さを告発したデッケル Eduard Douwes Dekker）は「明らかに倫理的・人道的なイデオロギーに基づく信念」から出発していたが、しかしそれに加えて、またその後続には「より実務的・実利的 *praktis-pragmatis* といわざるえない考えを強く受けた政策的ニュアンス」が見られると。

国営事業では土地や労働力は伝統的権力を通じて調達できたが、他方、プッテが利益を代弁する民間企業は「自由市場から私人間契約を通じてだけ生産的な土地および農地、そして労働力」を調達できるのであり、それは土地や労働力が「アダット法および封建法から切り離され、またその利用の配分・形式がヨーロッパ法に基づき規定されている場合」のみに可能である（Soetandyo 1994:84）。プッテは在任中に耕作法と労働法の制定に取り組んだ。そのうち、耕作法 *cultuurwet* は、資本家および耕作者に土地を自由に処分する権利を与えようとするものであったが、その実際の動機は「資本家企業に土地と労働力を供給する法律」の実現であった。しかしこの法案に対して、同じ自由党のトルベッケは反対派の指導者となった（ファーニヴァル 1942:235）。すなわち、自由主義がより実利的性格を強めていく結果、慣習法の扱いについて人道主義との間に新たな対立軸が生じることになる<sup>22)</sup>。

1862年以降、強制裁培制度は順次縮小され、1870年の砂糖法制定（サトウキビ強制裁培の廃止を定める）をもって事実上廃止された（池端 1999:208）。また、同年公布の土地法は原住民耕作者の土地所有権と企業との土地賃貸借契約を認めた。このように1870年を持って東インドにおいて自由主義が勝利する。しかし、これに対してファーニヴァル（1942:251）は「人道主義は、長い間自由主義のもっとも価値ある財産であったが、1870年以降人道主義者たちは、実際的自由主義者達から離れ去り、道義的責任の教義は彼らの反対派に加わるよういざなった」と指摘する。

すなわち、強制裁培制度下においては、アダット法による原住民理事官の伝統的権力を廃し、ヨーロッパ法に基づく法の優越を確立することで、原住民の福祉は実現されると考えられていたが、自由主義経済下においては逆に原住民福祉は固有のアダット法とそれに基づく社会制度によって保護されるものであると考えられるようになった。

## 2. オランダ法学における歴史主義のフォレンホーフェンへの影響

東インドにおける慣習法政策に影響を与えたもう一つの要因として、オランダ法学界における歴史主義の展開がある。サヴィニの歴史法学は、オランダの実定法には大きな影響は残さなかつ

たが<sup>23)</sup>、19世紀後半のオランダにおきた歴史法学の影響は、Bourchier (2008:97) が「サヴィニの歴史学派は、世界中でインドネシアにおいてもっとも継続的な影響を与えた」と指摘するように東インド植民地の法政策およびインドネシア法形成に大きな足跡を残した。

フランスに併合されている期間(1811年～1813年)、オランダにおいてはナポレオン法典が適用されていた<sup>24)</sup>。1813年、オランダはフランス支配から王国として独立するが Lesaffer(2004:56) が「王政復古期にも取り消されなかった革命の成果の一つは法典化である」と指摘するように、国王ウィリアム1世はオランダ独自の法典編纂を望んでいたし、また1814年憲法第100条も民商刑事法および手続法の法典化を定めていた。ただし、強い反フランス感情のなかで起草された当初の草案は、南部ネーデルラント(ベルギー)の反対を受け難航した。結局、ベルギー分離後の1838年にオランダ独自の国民諸法典は施行された。もっとも国民諸法典へのナポレオン法典の影響は顕著であった。国民諸法典の起草責任者であるケンペル Johan Melchior Kemper (1776-1824) は、強い反フランス感情とオランダ・ナショナリズムの持ち主であり、ナポレオン法典を批判していたが、実際に作られた草案の土着性はそれほど顕著ではなく、1809年制定の「オランダ王国のために修正されたナポレオン法典」と大きく異なることはなかった(埜1987:387)。また、刑法については引き続きフランス刑法典(Code penal)が有効であった。そのため、*civilitas* と呼ばれる19世紀オランダの法学者の研究は、フランスの立法だけでなく、フランスの法学理論および判例法にまでもっぱら依拠するものであった。

しかし、根強い反フランス感情が残存するなか、19世紀後半にかけてオランダ法学はドイツ法学の影響を受け<sup>25)</sup>、ゲルマン法および歴史法学への関心に傾いていった<sup>26)</sup>。そして、若いオランダ人法学者は、当時「超近代的であった歴史学派 *hypermoderne Historische School*」(Kop 1989:124) を学ぶためドイツへ留学し、また逆にドイツから法学者を招くという学術交流が起きた。このオランダ歴史法学の系譜には、オランダ歴史法学初期の中心人物でフォレンホーフエンに大きな影響を与えたトルベッケと、そしてその後継者でフォレンホーフエンを教授したオッペンヘイムの二名のライデン大学法学部教授もいる。

1798年オランダ東部のオーバーアイセル州 Overijssel に生まれたトルベッケは、ライデン大学などで学位取得後、1820年から1824年までドイツ・ベルリンに留学し、歴史学派の研究者達と交流し、またサヴィニ自身とも直接面識があったようである(Kop 1989:125)。

留学後の1825年から、トルベッケは当時まだオランダ領であったヘント Gent 大学教授としてヨーロッパ史・国際関係を教えたが、1830年のベルギー反乱によりヘントを離れ、翌年ライデン大学法学部教授に就任し、外交・近代史を教授した。そして、1833年からは、ハプスブルグ家のもとでネーデルラントが統一されていく1515年からフランスの支配下に入る1795年までのオランダ国法史(*staats- en rechtsgeschiedenis*)のオランダ語講義を開始し、また1836年には1815年基本法に関する講義も開始した(Vollenhoven 1930:226)。

トルベッケの代表的著作としては1815年オランダ憲法を詳細に批判した1839年出版の『基本法注解 *Aantekening op de Grondwet*』がある。『基本法注解』は、さらに1841年および1843年に二巻本として改訂出版された。フォレンホーフエンは同書の第1巻を、なお条文注釈の形式を



とっているものの、オランダ国法史研究であるとして評価している (Vollenhoven 1930 : 227)。

トルベッケは、1848年、自由主義者の指導者として基本法起草委員会委員長に就任し、その翌年には首相へ指名されたためライデン大学を辞し、1853年まで自由党内閣の首相を務め、また1862年にも第二次トルベッケ内閣を組閣している。

フォレンホーフエンは、トルベッケの国法史研究を高く評価し、「国法学 *vak staatsrecht* は……トルベッケのライデン大学教授在任中によりみえった。……トルベッケが大臣になるために辞職した1849年終わりにはオランダ国法学は全ての新聞読者がその存在を知る研究分野になった」(Vollenhoven 1930 : 226) とし、また「新しい時代についてのオランダ国法学研究における最初の潮流は、トルベッケによりはじめられたものである」(Vollenhoven 1930 : 233) とする。

フォレンホーフエンのオランダ国法学に対する評価は、フランス法典の影響を受けローマ法や自然法に依拠する19世紀オランダ法学に対する批判に基づくものである。フォレンホーフエンが、トルベッケの国法史講義を「学生たちのために開いたまったく新しい世界」(Vollenhoven 1931 : 7) であると評価する一方で、フォレンホーフエンがまた、トルベッケの後任教授 (Cock) を、学生たちからオランダ実定国法学についての講義要求を受けたのに対して、ラテン語による自然法講義を行ったと批判しているのはそのためである (Vollenhoven 1930 : 239)。

次に、オッペンハイム Jaques Oppenheim (1849-1924) はオランダ北部のフローニンヘン Groningen に生まれ、フローニンヘン大学法学部国制法・行政法講座教授 (1885-1893) を経て、1893年よりライデン大学法学部公法・国際法講座教授に就任した。オッペンハイムはライデン大学での教え子であるフォレンホーフエンに大きな影響を与えた。オッペンハイムに対するフォレンホーフエンの尊敬を Beaufort (1954 : 33) は「彼 [フォレンホーフエン—引用者] の心のもっとも暖まる場所は、彼が終生衰えることなく、その教育の無比の活発さと楽しさを尊敬したオッペンハイムに有り続けた」と描写している。

オッペンハイムの学説は「ドイツ・ロマン主義においてローマ的要素も排除しようとしたグリム兄弟らのゲルマン主義の流れを継承」(Bourchier 1999 : 188) するものであり、また1893年のライデン大学教授就任講演『有機国家理論と我々の時代におけるその価値 *De theorie van den organischen staat en hare waarde voor onzen tijd*』においては、国家を社会契約に基づくものではなく、独自の目的を持つ有機的実体と見なす立場を表明している<sup>27)</sup>。

フォレンホーフエンはオッペンハイムを、オランダ国法学におけるトルベッケの継承者と見なし高く評価している<sup>28)</sup>。フォレンホーフエンのオッペンハイムへの評価は、とりわけ1895年から1928年に出版された彼の著『ネーデルランド地方法 *Het Nederlandsch Gemeenterecht*』によって、条文注釈ではなく、一つの一貫したシステムとしてオランダ国法学を構築したこと<sup>29)</sup>、またオランダ国民の独自性に由来するものとしての国法学を構築したとする理解に基づいている<sup>30)</sup>。

以上、19世紀オランダにおける慣習法政策の変遷および歴史主義の展開について概観したが、フォレンホーフエンが構築しようとしたアダット法学との関係について結論として考察していく。

## おわりに—オランダ法学の展開におけるフォレンホーフエンとアダット法

オランダ植民地法政策において東インドのアダット法を維持すること、すなわち原住民に対してオランダ法を適用しないことの目的は、原住民社会の社会関係および権力関係を変更しないためであった。オランダ財政が東インドにおける強制栽培制度からの利益に依存していた19世紀前半は、アダット法の維持は植民地からの利益を保障するために必要とされていた。他方で、自由主義勢力は植民地における法の優越および法の統一を主張した。この法の統一への要求は、植民地における国家独占経済を批判する経済自由主義と、ヨーロッパ法による法的確実性の確立は原住民の利益にもかなうとする人道主義とを包含していた。

しかし、19世紀後半以降、強制栽培制度からの利益がオランダ財政における重要性を失い、民間プランテーションが拡大するなか、自由主義は植民地の経済的利益と合致し、植民地における自由な経済活動を促進するためにオランダ法に基づいて植民地法を統一することへの要求が強まった。他方、原住民の福祉を主張する人道主義勢力は、東インドにおける資本主義的収奪を批判し、原住民の土地や労働力を守るためにアダット法を維持するべきであるという主張に変化していった。そのため、自由主義と人道主義とあいだに植民地法政策をめぐる対立軸が生じた。

1901年にライデン大学法学部教授に就任したフォレンホーフエンの構築したアダット法学は、このような19世紀後半以降の東インド植民地法政策における反自由主義的な人道主義の潮流に位置する。このことは、1864年以降、植民地行政官の育成を独占していたライデン大学（もちろんその中心人物はフォレンホーフエンである）に対抗し<sup>31)</sup>、ロイヤル・ダッチ・シェルなどが加盟する東インド企業家評議会 *Ondernemersraad voor Nederlandsch-Indie* がスポンサーとなり設立したユトレヒト大学東インド学部に所属する教授たちが、ライデン大学に激しい批判を行ったことから明らかである（島田 1996 : 56）。

次に学問的な方法論として、フォレンホーフエンは、彼がトルベッケおよびオッペンヘイムの残したオランダ国法学の業績を非常に高く評価していることから明らかなように歴史主義の系譜に属していた。フォレンホーフエンの歴史主義の特徴は、自然法およびローマ法を排除したオランダ固有のかつ一貫した実定法体系への強い関心にある。その一つの証左として、フォレンホーフエンは、17世紀の法学者ヒューベル *Ulrik Huber* (1635-1694) について<sup>32)</sup>、「オランダにおいてだけでなく、全ヨーロッパにおいても、はじめて祖国の国制法を現代的な意味における研究の専門的主題とした」（*Vollenhoven* 1930:216）として、彼のフリースラント法に関する研究を、初めてのオランダ国法学として評価していることがある。特に、フォレンホーフエンは、ヒューベルがまず、そのローマ法研究 (*De Jure Civitatis Libri Tres*) における「アリストテレス的普遍主義 *Aristotelische algemeenheden*」をすぐに克服して、『今日的法学 *Heedensdaegse Rechtsgeleertheit*』と題する著書において、7つのフリースラント構成地域 *zeven gewesten* の具体的な国制法の研究に移行した成果が大きいと指摘する（*Vollenhoven* 1930:219）<sup>33)</sup>。そして、彼は、ヒューベルがその後継者を得ず、1世紀半以上たった1836年に始まるトルベッケの法制史講義においてようやくオランダ国法学は復活したとする（*Vollenhoven* 1930 : 226）。

フォレンホーフエンが、オランダ歴史法学と19世紀後半の人道主義の系譜に属することは、フォレンホーフエンのトルベッケに対するやや複雑な評価に結びついている。すでに述べたようにフォレンホーフエンは、歴史法学に基づくトルベッケのオランダ国法学を高く評価している。しかし、「トルベッケは国法学についてもっばらライデン大学在任中に執筆した。……しかしその議員時代には明らかに彼は国法学についてより多くを執筆しようという使命を感じていなかった」(Vollenhoven 1930:232)とし、さらに「王権の優勢と勅令統治に対する闘争の日々は理解できるとしても、〔基本法の一引用者〕立法が全ての統治業務の基礎であるというトルベッケの評価は、のちの見解に照らせば過大評価」(Vollenhoven 1930:235)であると、東インドにおける法の統一につながる自由主義の政治家として活躍した期間のトルベッケへの評価は冷淡である。その上で、歴史主義に立脚するオランダ国法学は、上述のように国民の独自性と国家の固有性を主張するオッペンヘイムが発展継承したするのである。

したがって、フォレンホーフエンは19世紀以降のフランス法に依拠したオランダ法学を批判し、オランダ国民固有の法制度を追求するためにあるべき法学研究をオランダ法学史の中に見いだそうとしたのである(すなわち、ヒューベルの業績の再評価)<sup>34)</sup>。

フォレンホーフエンのアダット法研究に立ち戻ると、東インドにおけるオランダ法—すなわちヨーロッパ法—は、19世紀オランダにおけるフランス法と比較しうるものである。そのため、フォレンホーフエンは東インドにおいてもやはり固有の一貫した法制度の存在を明らかにしようとし、とりわけ土地共有を行う共同体の構成原理からアダット法学を「法共同体 *rechtsgemeenschap*」, 「処分権 *beschikkingsrecht*」, 「法区域 *rechtskring*」などの概念を用いて構築した<sup>35)</sup>。

しかし、東インドにおける実定法としてアダット法を認識し構成することは、他方において法を文化とは区分しうる概念として分離抽出する意図的な営為である。その結果、アダットに内在する広範な社会的・文化的含意を過小評価し、とりわけその封建的・差別的要素を温存することになる。

また、「文明的な支配者」と「未開の被支配者」からなる複合社会である植民地においては、「国民固有の法」は、結局「文明的なヨーロッパ人の法」と「未開の原住民の法」という法の二重構造をもたらし、そのため原住民をヨーロッパ人に対して十分に権利の保障されない差別された存在にとどめる結果にも帰結するものである<sup>36)</sup>。

以上、オランダの法学方法論の移植をともなう東インドにおけるアダット法研究の背景を考察したが、それが東インド、さらにはインドネシア社会に与えた影響、さらに20世紀後半以降のオランダ以外からの法移植のプロセスとインドネシア法変容過程は、今後の研究課題である。

## 注

- 1) 本稿では、1945年8月17日の独立宣言前のオランダ領東インド植民地領域を「東インド」と表記し、独立宣言後のインドネシア共和国領域を「インドネシア」と表記する。ただし、東インド全体のインドネシア国家としての独立をめざす民族主義の文脈においては「インドネシア」を用いる。
- 2) 本稿の「原住民」とは *Inlander* (オランダ語) または *pribumi* (インドネシア語) の訳である。「原住民」

という語の否定的含意は十分に認識するが、他に適切な訳語がないためこの語を用いる。

- 3) Soepomo (1941), Lev (1985), 島田 (2005: 62), Bouchier (2007: 114) など。
- 4) 「インドネシアの法思想はその鍵概念のほとんどをオランダ法から引き出している。植民地時代においては、憲法に関するオランダの学問は、その始点をドイツ、特に法哲学に関する膨大なドイツ語文献においていた」(Bouchier 2008: 95)。また、Burns (1999) なども参照。
- 5) 福田 (1942: 31) は、東インド研究において「アダット」という言葉は、1817年にミュンチンゲ Herman Warner Muntinghe がジャワ村落制度の調査においてはじめて用いたとする。
- 6) Fasseur (2007: 52) は、*adatrecht* がオランダの法令用語となったのを 1910 年、そしてオランダの辞書がこの語を収録したのは 1914 年としている。
- 7) Noor (2006: 1) は「アダット法研究の分野において、この用語の使用はその源をスヌーク・ヒュルフローネ (1906) のようなオランダ慣習法学者に負っている。スヌークはおそらく、マレー群島におけるほとんどの人々の間での慣習的行為は、アラビア語のアダットという語で呼ばれているのであるから、法的帰結をとまなうアダットについて『アダット法』と呼ぶのが有意義であると最初に指摘した」とする。
- 8) 1935年に原住民裁判所 *Landraad* 裁判官は、アダット法に関わる紛争について判決を行う場合、村落司法上の同種の決定に準拠することが義務づけられ、また 1938年には東インド植民地の最終審である高等裁判所 *Raad van Justitie* にアダット法上の紛争を専門的に受理する部門 *Derde Kamer* (「第三室」を意味する) が設置された。
- 9) ただし、スポモの直接の指導教授はアルティンフ Carpentier Alting であった (Otto & Pompe 1989: 244)。スポモの博士学位論文は「スラカルタ地方における土地制度の再組織化」であり、大学より首席の称号を受けた (Soegito 1979/1980: 14)。
- 10) アダット法研究の展開については島田 (2005: 55-58) を参照。
- 11) 「[イギリス支配を一引用者] 継承した植民地政府の有していた重要問題の一つは、すべての土地は主権者に属するべきである (国有地理論) と信じるものと、未開地あるいは『無用』の土地に対する村落の伝統的権利を支持するものとの間の意見衝突であった」(Ball 1982: 173)。
- 12) 刑事事件については 1819 年行政規則、民事事件については 1825 年行政規則による。
- 13) Lesaffer (2004: 56) は「王政復古期にも取り消されなかった革命の成果の一つは、法典化である」と指摘し、また Pompe (1956: 226) は、フランス諸法典をモデルとした民法法などの国民法典が制定された 1838 年を「法典化の年 *codificatie-jaar*」と呼び、また「この時代全体における理念の発展は、法典化の歴史との関係において、ある程度 1789 年フランス革命の理念実現への発展としてまとめることができよう。法典化自体、この理念の一つの果実であった」とする。
- 14) 1846 年 5 月 16 日勅令 *Koninklijk Besluit* (Stb. 1847 No. 23) による (Soetandyo 1994: 33)。
- 15) 1844年にトルベッケを中心とする自由主義者が憲法改正案を提出したが、保守派の反対により否決される。しかし、二月革命の高揚をおそれた国王ウィレム二世は急遽、憲法改正に同意し、憲法改正委員会 (トルベッケ委員長) を設置、その年の 11 月に改正憲法を承認した。1848 年改正憲法は議会制の基礎を確立したほか、集会結社の自由や通信の秘密なども保障した (吉田 2002: 31)。
- 16) 植民地行政官 (オランダ人行政官と原住民行政官) の有する権限への批判は 1840 年ごろに高まり、主たる批判勢力としては輸出作物栽培における政府独占を批判する自由経済主義者のグループと、キリスト教布教を通じた原住民生活向上活動の自由を求める人道主義および教会グループが存在した (Soetandyo 1994: 23)。
- 17) 1854 年時点で下院議員 68 名のうち、6 人が東インドでの滞在経験を持つにすぎなかった (Fasseur 1992: 145)。
- 18) シュホルテンは、東インド最高裁長官在任時の 1837 年に植民地法典策定のための委員会委員長に任命され、帰国後は本国で委員会を継続した。1845 年に作業はほぼ完了し、1847 年に植民地民法典および商法典 (Stb. 1847 No. 37) が公布された (Soetandyo 1994: 46)。
- 19) シュホルテンは、国王に宛てた書簡で「私の考えるところ、法典化は東インドの社会状況改善に大きく寄与するものであり、また東インド人たちが置かれた法制下での不確実性と混乱の状況に終わりをもたらす仕事である」(Kan 1926: 363) と述べている。また、Ball (1982: 208) もシュホルテンについて「オランダにおける 1838 年諸法典の準備および導入に参加した世代の学派に思想的影響を受けていた」と指摘する。
- 20) 東インド貿易を行う商業者を合同させた会社。国王を筆頭株主として 1824 年に設立。

- 21) シュホルテンは法典草案第1条2項の削除について「原住民たちが高い価値を与える宗教および慣習と伝統を尊重し、またこれらのことが可能な限り混乱を起こさないのであれば、これはオランダ政府を正当かつ平和的に維持できるであろう」と述べた (Ball 1982 : 206).
- 22) ファーニヴェル (1942 : 235) は「人道主義者は保守党を支持し、土地の慣習および保有地に干渉するのに対して不賛成を唱えた」とする。
- 23) 「法制史家としてサヴィニはほとんど絶対的な力を持っている。しかしながら、オランダ民法の概念、規範および制度の分野に対する彼の影響はなお証明を要する。……特に法典化の点について彼の政治的理念はオランダにおいて激しい闘争を経験したのち、そこでは何の実際の効果も持たなかった。しかし法律家の地位について、また法の真の源泉としての『民族意識』についての彼の見解に関しては逆であった」(Kop 1989 : 124).
- 24) 1795年にフランス占領下で成立したバタヴィア共和国の憲法(1798年公布)は民刑事および手続法の法典化を定めていた。1806年にナポレオンの弟、ルイ・ボナパルトがバタヴィア共和国を廃し、ホラント王国 *Koninkrijk Holland* 国王に就くと、フランス諸法典を導入すべしとするナポレオンの要求を拒み、1809年に「オランダ王国のために修正されたナポレオン法典 *Wetboek Napoleon, ingerigt voor het Koninkrijk Holland*」および「オランダ王国の刑法典 *Crimineel Wetboek voor het Koninkrijk Holland*」を採択した。しかし、1810年のフランス併合により、フランス諸法典がこれらの法典に優位することとなった (Lesaffer 2004 : 53).
- 25) たとえば Lesaffer (2004 : 57-58) および Bouchier (2008 : 95) を参照。
- 26) オランダにおける歴史法学の特徴について、Lesaffer (2004 : 57) は、「より伝統的な『オランダ法』への回帰は、地方および地域の自治と多様性の回復への欲求を引き起こすことになったであろう」と指摘し、また Kop (1989 : 122-123) は、オランダにおいては法制史への関心が比較的低く、そのため歴史法学派の理論の歴史的次元があまりに受け入れられなかったとしている。
- 27) Biografisch Wordenboek van Nederland (<http://www.inghist.nl/Onderzoek/Projecten/BWN/lemmata/bwn1/oppenheim>) (access on Dec. 2008) による。
- 28) 「〔オッペンハイムは一引用者〕生徒たちにトルベッケの国法学を教授した。……オッペンハイムはトルベッケが教授した国法を(まるで、自身が考えさせるような生き生きとした形で)、トルベッケが辞職した後の20年間の新しい知識を加え、また首尾一貫した体系の形で、基本法の文言を前面に出さず後景において加筆した」(Vollenhoven 1930 : 237).
- 29) 「文言への注釈ではなく、システムとしての国制法を打ち立てるための努力は、『ネーデルランド地方法』においてオッペンハイムによって始まった」(Vollenhoven 1930 : 236).
- 30) 「〔オッペンハイムの一引用者〕その国制法はむしろ1848年にトルベッケによって『私が思うに立法および一般統治術において、成功の前提条件としての個別化、すなわち特殊な国民性および状況に応じた整備が考慮されるべきである』と擁護された国民的な意味により描写されている」(Vollenhoven 1930 : 237).
- 31) 1864年、それまでデルフトにあった植民地行政官養成のための王立機関がライデンに移転した結果、ライデン大学は行政官養成と植民地研究において独占的地位を得た (Prager 1999 : 330).
- 32) ヒューベルは、1672年から1694年にかけて出版されたローマ法に関する著書 *De Jure Civitatis Libri Tres* と、1686年に発表されたフリースラント法制度に関する著書 *Heedensdaegse Rechtsgeleertheit soo elders, als in Friesland gebruikelijk* で知られる。
- 33) これに対して、Veen (1993 : 419) は、ヒューベルがフリースラント法は立法、慣習および協約において実定化されている法規範以上のものを含んでいると考えること、すなわち実定法は自然法、万民法および神の法を補完するものとしていることを、フォレンホーフェンは見落としてしていると指摘する。
- 34) Veen (1993 : 432) は「フォレンホーフェンはオランダ国法学史に対する意見の根底に、国法学がそうであらなければならないということへの独自の、すなわち独自の時代の見解をおいていた」ため、「自然法的理論形成の大きな重要性を見逃させた」と指摘する。
- 35) フォレンホーフェンによるアダット法認識については、Holleman (1981)、島田 (2005 : 57) を参照。
- 36) 東インドにおける人種集団別(ヨーロッパ人、原住民、外来東洋人)の多元的法制度については吉田 (2008) を参照。

## 引用文献

- Ball, John. 1982. *Indonesian Legal History 1602–1848*. Sydney: Oughtershaw Press.
- Beaufort, Henriëtte L.T. De. 1954. *Cornelis van Vollenhoven: 1874–1933*. Haarlem: H.D. Tjeenk Willink & Zoon N.V.
- Bourchier, David. 2007. The Romance of Adat in the Indonesia Imagination and the Current Revival. In *Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*, ed. Jamie S. Davidson and David Henley, 113–129. Routledge.
- Bourchier, David. 2008. Positivism and Romanticism in Indonesian Legal Thought. In *Indonesia: Law and Society, 2nd edition*, ed. Tim Lindsey, 94–104. Australia: Federation Press.
- Burns, Peter. 1989. The Myth of Adat. *Journal of Legal Pluralism*. 28. 1–127.
- Burns, Peter. 1999. *The Leiden Legacy: Concept of Law in Indonesia*. Jakarta: Pradnya Paramita.
- Burns, Peter. 2007. Custom, That is before All Law. In *Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*, ed. Jamie S. Davidson and David Henley, 68–86. Routledge.
- Bushar Muhammad. 2003. *Asas-asas Hukum Adat: Suatu pengantar*. Jakarta: Pradnya Paramita.
- Elson, Robert Edward. 2008. *The Idea of Indonesia: A History*. Cambridge.
- Fasseur, Cornelis. 2007. Colonial Dilemma: Van Vollenhoven and the struggle between adat law and Western law in Indonesia. In *Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*, ed. Jamie S. Davidson and David Henley, 50–67. Routledge.
- Fasseur, Cornelis. 1992. *The Politics of Colonial Exploitation: Java, the Dutch and the Cultivation System*, trans. R.E. Elson and Ary Kraal. Ithaca: SEAP.
- Holleman, J.F. ed. 1981. *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law*. Martinus Nijhoff.
- Hooker, M.B. 1978. *Adat law in modern Indonesia*. New York: Oxford University Press.
- Davidson, Jamie S. and Henley, David, eds. 2007. *Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*. Routledge.
- Kop, P.C. 1989. Savigny en de Wetenschap van het Privaatrecht in Nederlands in de Negentiende Eeuw. *Tijdschrift voor het Rechtsgeschiedenis*. 57. 117–134.
- Lesaffer, Randall. 2004. A Short Legal History of the Netherlands. In *Understanding Dutch Law*, ed. Takkema, 31–58. Den Haag: Boom Juridische uitgevers.
- Lev, Daniel S. 1985. Colonial Law and the Genesis of the Indonesia. *Indonesia* 40. 57–74.
- Noor Aisha Abdul Rahman. 2006. *Colonial Image of Malay Adat Laws: A critical appraisal of studies on Adat laws in the Malay Peninsula during the colonial era and some continuities*. Leiden: Brill.
- Otto, J.M. and Pompe, S. 1989. The Legal Oriental Connection. In *Leiden Oriental Connections, 1850–1940*, ed. W. Otterspeer, 230–249. Leiden: Brill.
- Pompe, W.P.J. 1956. *Geschiedenis der Nederlandse Rechtswetenschap, Deel II, Afl. III, Geschiedenis der Nederlandse Strafrechtswetenschap sinds de Codificatie-Beweging*. Amsterdam: Noord-Hollandsche Uitgevers.
- Prager, Michael. 1999. Crossing Borders, Healing Wounds: Leiden anthropology and the colonial encounter (1917–1949). In *Anthropology and Colonialism in Asia and Oceania*, ed. Jan van Bremen and Akitoshi Shimizu, 326–361. Curzon.
- Soegito, A.T. 1979/1980. *Prof. Mr. Dr. R. Supomo*. Jakarta: Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, Pusat Penelitian Sejarah dan Budaya, Proyek Inventarisasi dan Dokumentasi Sejarah Nasional.
- Soepomo, Raden. 1941. *De Verhouding van Individu en Gemeenschap in het Adatrecht*, J.B. Wolters.
- Soetandyo Wignjosoebroto. 1994. *Dari Hukum Kolonial ke Hukum Nasional: Dinamika sosial-politik dalam perkembangan hukum di Indonesia*. Jakarta: Rajawali Pers.
- Veen, Theo. 1993. Cornelis Van Vollenhoven over Onze Nationale Staatsrechtsstudie. *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*. 61. 411–434.
- Vollenhoven, Cornelis van. 1930. Nationale Staatsrechtstudie in Nederland. *Mededeelingen der Koninklijke Akademie van Wetenschappen, Afdeling Letterkunde, deel 70, serie B*. 213–258.
- Vollenhoven, Cornelis van. 1931. *Professor Thorbecke (1831–1849)*. Leiden: S.C. van Doesburgh.

- Kan, J. van. 1926. Uit de geschiedenis onzer codificatie. *Indisch Tijdschrift voor het Recht*. 123. 351-367.
- 池端雪浦編. 1999. 『東南アジア史Ⅱ：島嶼部』. 山川出版社.
- 島田弦. 2005. 「インドネシアにおける植民地支配と『近代経験』—インドネシア国家原理とアダット法研究—」『社会体制と法』6. 50-67.
- 埴浩. 1987. 「オランダ法史略」平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会. 365-401.
- ファーニヴァル (南太平洋研究会訳). 1942. 『蘭印経済史』実業之日本社.
- 福田省三. 1942. 「蘭印統治と慣習法」『法律時報』14(5). 28-33.
- 吉田信. 2002. 「オランダの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の憲法事情2 (調査資料2002-2)』国立国会図書館. 27-52.
- 吉田信. 2008. 「文明・法・人種—『日本人法』制定過程をめぐる議論から」『東南アジア—歴史と文化—』37. 3-27.